

地方独立行政法人埼玉県立病院機構
建設工事等一般競争入札適用範囲及び入札参加条件設定ガイドライン

本ガイドラインは、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「法人」という。）が一般競争入札により契約の相手方を決定する建設工事及び建設工事に係る調査、設計、測量又は監理業務等（以下「建設工事等」という。）の入札に適用する。

ただし、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の政府調達に係る規定の適用を受ける一般競争入札には適用しない。

1 適用範囲

一般競争入札の適用範囲は、以下のとおりとする。

建設工事 (以下、「工事」という。)	建設工事に係る 調査、設計、測量又は監理業務等 (以下「委託」という。)
250万円以上（※）	100万円以上（※）

（※）地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第15条及び次のいずれかに該当する場合は、一般競争入札によらず、指名競争入札など他の方法により契約することができる。

(1) 緊急を要するもの

- 例1 災害時における応急的な復旧工事・委託
- 例2 災害の未然防止のための緊急工事・委託
- 例3 その他、県民の生命財産を守るために真に緊急に発注する必要がある工事・委託

(2) 地域性を考慮すべきもの

- 例1 地元企業の機動力による施工が求められる工事・委託
- 例2 土地勘のある地元企業による施工が求められる工事・委託
- 例3 近隣住民対応等が必要となる工事・委託

(3) 一般競争入札に付すことが適さないと認められるもの

- 例1 一般競争入札を1回実施し、落札者が決定しない工事・委託
- 例2 特殊な業態のため、一般競争入札に対応できる業者が極めて少ない工事・委託

2 入札参加条件設定

入札参加条件を設定する際は、以下の点に留意する。なお、設定する項目は、必要最小限とする。

- (1) 工事は、埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程第15条（建設工事の請負に係る発注標準額）を参考に、入札に参加できる者の格付（ランク）を決定する。ただし、必要に応じて、資格審査数値等（〇〇点以上）を指定することができる。
- (2) 工事・委託を適正に実施するために、実績等の条件を入札参加者に求める必要がある場合は、その内容を決定する。
- (3) 地域要件は、原則、「埼玉県競争入札参加資格者名簿（建設工事）」又は「埼玉県競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）」に登録された、本店又は主たる営業所を県内に有する者（以下「県内企業」という。）とする。ただし、県内企業だけでは十分な入札参加者が見込めない場合や高度な技術力、調整力等を要する場合は、この限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、本部施設整備担当が所管する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。